

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

当院の施設基準の案内について①

●クラウン・ブリッジ維持管理料の届け出に関する事項

装着した冠(硬質レジンジャケット冠、チタン冠、チタン前装冠、C A D / C A M)やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

異常があればそのままにせずお早めにお知らせください

●義歯を6カ月再製作できない取り扱い

有床義歯は製作後6カ月間は新たに作ることはできません。

他院で作った場合も同様です。

●明細書発行体制等加算

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、必要のない場合にはお申し出ください。窓口負担のない方も同様です。

●歯科訪問診療の地域医療連携体制加算

訪問診療に際し他の医療機関と連携し緊急時の対応を確保します。

●在宅療養支援歯科診療所2

訪問診療に際し、歯科医療面から支援できる体制等を確保するとともに、他の医療機関と連携しています。連携先医療機関名：八尾市立病院 072-922-0881

●歯科治療時医療管理料

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

連携先医療機関名：八尾市立病院 072-922-0881

●歯科外来診療感染対策加算1

当医院では院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策については十分な体制を整備しています。

●歯科点数表の歯科初診料の注1に規定する施設基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

●医療情報取得加算

当医院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者さんの薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

●CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー

CAD／CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

●歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算

インレー、クラウン、ブリッジ、義歯を製作に際し、より良い技工物を制作するために歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。

患者さんのCAD／CAMインレー製作の際に光学印象を実施するにあたり、歯科技工士と十分な連携のうえ、口腔内の確認等を実施しています。

歯科技工所名：ラボフロンティア、デンタルタイコニウム

●小児口腔機能管理料の注5に規定する口腔管理体制強化加算
歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

●歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

医療従事者の賃上げのための届け出を出し、従業員の賃金引上げをしています。

●歯科訪問診療料の注16に規定する基準

在宅などで療養している通院困難な方への訪問診療に取り組んでいます。

●口腔機能実地指導料

口腔機能の低下、もしくは発達が芳しくない患者さんに対して、的確な指導等を行うための所定の研修を受講した歯科衛生士がおり、口腔機能に係る指導等を行うための体制を整備しています。

●歯科技工所ベースアップ支援料

当医院では、各種補綴物の製作等を連携する歯科技工所に委託しており、当該歯科技工所（士）の業務を後方から支援しています。

● 歯科矯正診断料

歯科矯正セファログラム（頭部エックス線規格写真）が行える機器を備えています。

歯科矯正の手術を担当する他の医療機関（病院歯科）と連携しています。

連携先医療機関名（病院等含む）： 大阪歯科大学附属病院

電話番号： 06-6910-1111

患者のみなさまへ

●歯科外来診療医療安全対策加算 1

歯科治療の特性を踏まえ、より安全で安心できる歯科医療環境を整備し、AED、パルスオキシメーター、血圧計、救急薬品などを備えています。

また搬送先として八尾市立病院病院(072-922-0881)と連携し、緊急時の体制を整えています。

新門歯科医院 新門正広

当医院からのご案内

◆ 当医院では、下記の保険外併用療養費を取り扱っています。

● 金属床による総義歯の提供(料金の一部は保険から補填されます)

チタン床 (片顎)132,000円 (消費税込み)

● お子様(16歳未満)のう蝕の指導管理とフッ素塗布等を行っています。

フッ化物の塗布 (1回)500円

● 令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。